

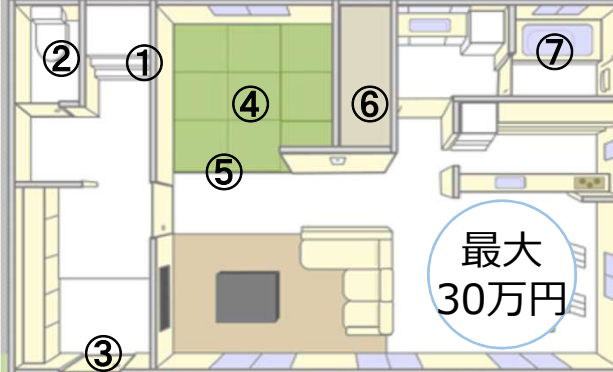
▲ 足立区 住宅改良助成 制度のご案内

快適で安全な住まいのために、自身が居住する住宅(賃貸住宅を含む)または、分譲マンションの共用部分の段差解消工事などに対する費用の一部を助成します。

凡例 . . . **家屋内** 家屋内に行う工事 **65歳未満** 65歳未満の方のみの世帯 **非介護保険** 介護保険非該当の方のみの世帯

🏠 個人で申請する方へ

対象
 ・自身の居住する住宅に工事を実施する方
 ・区民税を滞納していない方

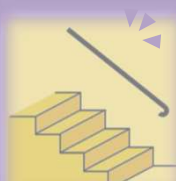


<p>① 手すり設置 3千円/m</p> <p>・新規設置(交換は不可)</p> <p>家屋内 65歳未満</p>	<p>⑧ 軽量屋根材へのふき替え 3千円/m²</p> <p>・瓦屋根(35kg/m²以上)から軽量屋根材(35kg/m²未満の屋根材)へ変更</p>	<p>⑦ 風呂改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浅型浴槽への変更工事 非介護保険 5万円/箇所 ●浴室暖房の設置工事 3万円/箇所 ●段差解消 65歳未満 14万円/箇所 <p>・浴槽は既存よりも10cm以上低くなること ・浴室暖房は固定されているものに限る。 ・段差解消は、2cm以下となるもの ・段差解消と浅型浴槽の併用は不可。</p> <p>家屋内</p>
<p>② 洋式トイレに変更 8万円/箇所 ※据置き型の場合 2万円/箇所</p> <p>・既存トイレは和式トイレに限る</p> <p>家屋内 65歳未満</p>	 <p>最大 30万円</p>	<p>⑥ 作付け家具など設置 6万円まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具*を破棄すること ・その他 条件有り <p>★大型の箱型構造で B ≤ 4√Hを満たす</p> <p>家屋内</p>
<p>③ 耐震ドアに変更 8万円/箇所</p> <p>・変形しても開閉できるドア*に変える工事</p> <p>★ JIS4702 による条件あり</p>	<p>④ 滑りにくい床材に変更 6千円/m² 65歳未満</p> <p>・既存の床は畳に限る</p> <p>⑤ 段差解消 家屋内 3万円/箇所 65歳未満</p> <p>・工事後の段差5mm以下</p> <p>④ 間取り変更 1万5千円/m²</p> <p>・世帯人員が増加すること</p>	

※ 65歳以上の方がいる場合は、「介護保険による住宅改修費の支給(介護保険課Tel3880-5743)」または「高齢者住宅改修事業(高齢福祉課Tel3880-5257)」をご利用ください。また、65歳未満の方のみの世帯であっても、要支援認定又は要介護認定を受けた方を含む世帯の場合は **65歳未満** の標記があるメニューについては助成の対象外となります。

🏢 マンション管理組合の方へ

対象
 ・マンション管理組合の方

マンション共用部分(敷地内)に実施する工事で、階段などの手すり設置、エントランス扉の変更、段差解消のためにスロープを設置する場合などに、工事費の一部を助成します。原則、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(東京都ホームページに掲載)に準じた内容としてください。

<p>ア. 手すり設置 3千円/m</p>  <p>条件 ・有効幅が120cm以上など</p>	<p>ウ. エントランス扉変更 ※上限無し</p>  <p>引き戸</p> <p>自動扉</p>
<p>イ. スロープ設置など ※上限なし/箇所</p>  <p>条件 ・スロープ勾配が1/8以下など</p>	<p>最大 30万円</p> <p>開き戸</p> <p>条件 ・有効幅が80cm以上など</p>

助成額

最大30万円を助成します。助成額は、工事種類ごとの上限額(裏面)と対象工事費(消費税抜)の5分の1を比較して安価な額になります。対象工事費の5分の1の額に千円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額になります。

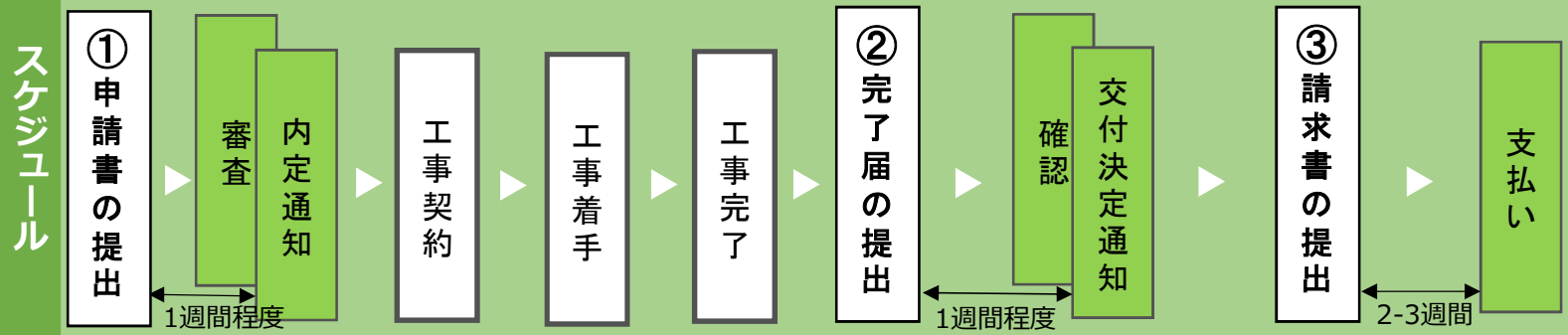
! 対象工事費に含めることのできないもの ★ ⑥の申請をされる方を除きます。

- ・裏面に記載されている工事以外のもの
- ・照明、給湯器及び空調機器等の建築設備の新設
- ・家具★、調理台及び洗面台等の新設
- ・押入れ、収納庫及び納戸等の居室以外の部屋に係るもの★

申請手続き

※助成額が予算に達した場合は、申請の締め切りを行います。詳しくは、担当までご連絡下さい。

工事契約前に申請してください。申請前に工事契約を行うと助成が受けられなくなります。また、工事が中止もしくは工事内容が大幅に変更になった場合は、速やかに下記お問合せにご連絡ください。



持ち家の方

□ 必須書類 △ 必要に応じて提出する書類

① 申請書の提出

- 申請書(第1号様式) と △ 委任状※1
- △ 実施申請書兼実施承諾書(第2号様式)(賃貸住宅の申請)
- 工事図面(工事前・後)
- 見積書(工事内訳書を含む)
- 現況写真(申請箇所)
- (⑥の申請をする方は、別途家具の寸法・外形・配置もわかるもの)
- △ 仕様書(③と④と⑧の申請をする方)
- △ 返信用封筒・切手※2
- △ 住民票 ※3
- △ 住民税納税証明書※3

② 完了届の提出

- 工事等完了届・助成交付申請書(第8号様式)
- 契約書の写し
- 工事代金支払い証明書
- 工事完了後の写真
- △ 家具を廃棄したことが分かる書類(⑥の申請をする方)
- △ 返信用封筒・切手※2
- △ 世帯人員の増えた住民票(間取り変更の場合。)※3

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第10号様式)

マンション管理組合の方

□ 必須書類 △ 必要に応じて提出する書類

① 申請書の提出

- 申請書(第1号様式) と △ 委任状※1
- 共用部分の工事を決議した集会の議事録の写し
- 工事図面(工事前・後)
- 見積書(内訳書を含む)
- 現況写真(申請箇所)
- △ 返信用封筒・切手※2

② 完了届の提出

- 工事等完了届・助成交付申請書(第8号様式)
- 契約書の写し
- 工事代金支払い証明書
- 工事完了後の写真
- △ 返信用封筒・切手※2

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第10号様式)

※1 本人以外(施工業者など)が申請する場合必要 ※2 内定及び決定通知の受取りを郵送で希望の方のみ必要
※3 区が閲覧することに同意される方は不要

助成を受けるには、その他以下の要件が必要です。

- ・同一の改良でこの助成を受けたことがないこと
- ・施工者は区内業者であること★一部例外があります。
- ・他の給付や助成を受ける工事ではないこと
- ・工事が建築基準法や関係法令に適合していること